

労働政策審議会電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律 の在り方に関する部会 設置要綱

1 設置の趣旨

「電気事業法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成 26 年 5 月 16 日衆議院経済産業委員会、平成 26 年 6 月 10 日参議院経済産業委員会）において、「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律」（以下「スト規制法」という。）について、「電力システム改革に関する法体系の整備に併せ、所管省庁において有識者や関係者等からなる意見聴取の場を設けその意思を確認し、同法の今後の在り方について検討を行うものとする」とされたことを受け、労働政策審議会に「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会」（以下「部会」という。）を設置する。

2 スケジュール

平成 27 年の通常国会への法案提出を目指す第 3 弾電力システム改革の法整備に併せてスト規制法の在り方について検討を行い、結論を得る。

3 部会の構成

- （１）部会は、公益代表委員 4 名、労働者代表委員 3 名、使用者代表委員 3 名の計 10 名で組織する。
- （２）部会に部会長を置き、公益代表委員のうちから、委員の互選で決定する。部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

4 部会の運営

- （１）部会の庶務は、政策統括官付労政担当参事官室において処理する。
- （２）部会の議事運営に関して必要な事項は、労働政策審議会令（平成 12 年政令第 284 号）、労働政策審議会運営規程及び労働政策審議会電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会運営規程の定めるところによる。